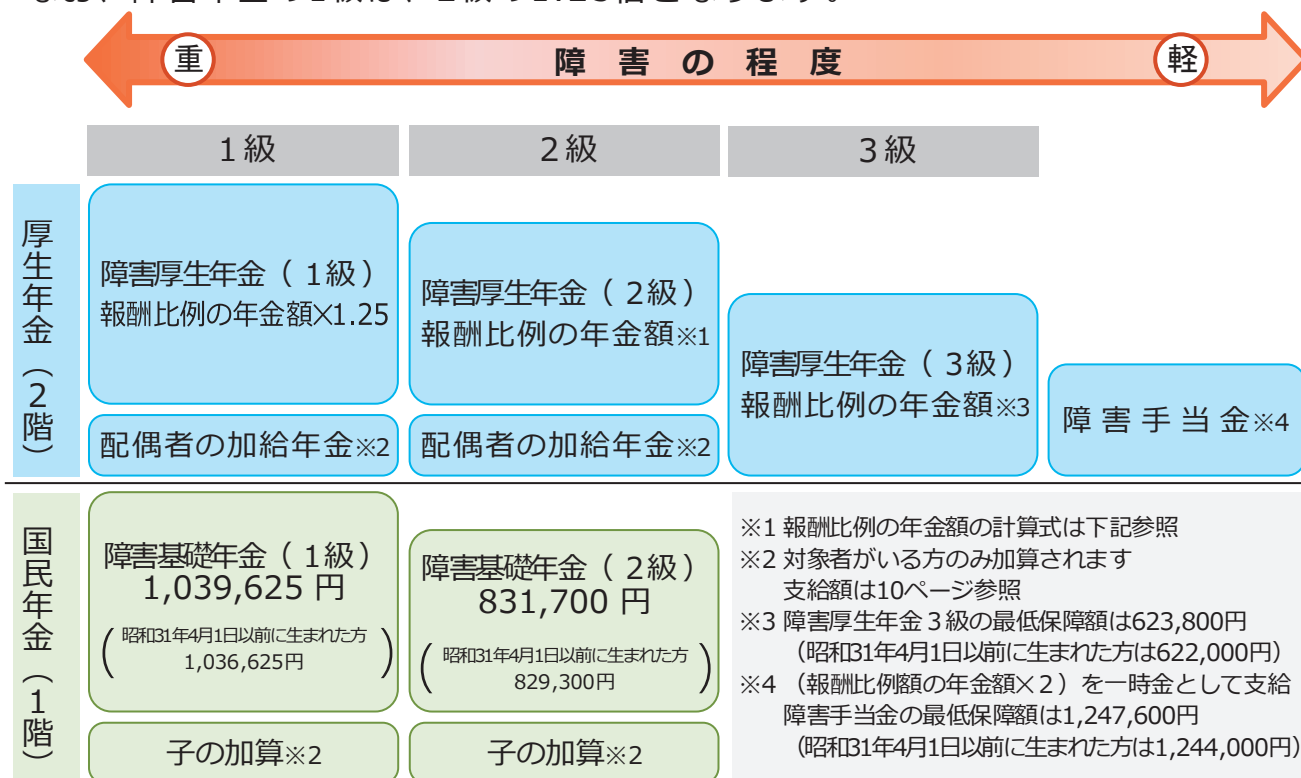


障害年金・障害手当金の額

障害基礎年金・障害厚生年金の等級と年金額 * 年金額等は、令和7年度の金額です。

障害の状態により、障害基礎年金は1級・2級、障害厚生年金は1級～3級の年金を受け取ることができます。また、障害厚生年金の1級・2級に該当する場合は、障害基礎年金もあわせて受け取ることができます。
 なお、障害年金の1級は、2級の1.25倍となります。



図は、イメージのため実際の支給額と異なる場合があります。

障害年金額 (報酬比例) ・ 障害手当金額の計算式

報酬比例の年金額 = A + B

A : 平成15年3月以前の加入期間の金額

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{平成15年3月までの加入期間の月数}$$

B : 平成15年4月以降の加入期間の金額

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{平成15年4月以降の加入期間の月数}$$

- ※1 平均標準報酬月額・・・平成15年3月以前の標準報酬月額の総額を、平成15年3月以前の加入期間で割って得た額です。
- ※2 平均標準報酬額・・・平成15年4月以降の標準報酬月額と、標準賞与額の総額を平成15年4月以降の加入期間で割って得た額です。
- ※3 加入期間の月数・・・加入期間の合計が、300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算します。また、障害認定日がある月後の加入期間は、年金額計算の基礎となりません。

加給年金額と子の加算額

1級・2級の障害基礎年金または障害厚生年金を受け取ることができる方に、生計を維持されている下記の対象者がいる場合に受け取ることができます。

対象者	名称	金額	加算される年金	年齢制限
配偶者	加給年金額	239,300円	障害厚生年金	65歳未満であること (大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません)
子2人まで	加算額	1人につき 239,300円	障害基礎年金	・18歳になった後の最初の3月31日までの子 ・20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態にある子
子3人目から		1人につき 79,800円		

* 配偶者が、老齢厚生年金、退職共済年金（加入期間20年以上または中高齢の資格期間の短縮特例に限る）の受給権を有するときや、障害年金を受け取る間は、加給年金額は支給停止されます。

* 児童扶養手当の受給者の方やその配偶者が、公的年金制度から年金を受けるようになったり、年金額が改定された場合は、市区町村から支給されている児童扶養手当が支給停止または一部支給停止される可能性があります。詳しくは、お住まいの市区町村の児童扶養手当担当窓口にお問い合わせください。

年金の支給制限・調整

20歳前の傷病による障害基礎年金にかかる支給制限

20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある方の障害基礎年金については、年金の加入を要件としていないことから、年金の支給に関して制限や調整があります。

- ・前年所得額が4,721,000円※ を超える場合は年金の全額が支給停止となり、3,704,000円※ を超える場合は年金の2分の1の額が支給停止となります。

前年所得に基づく支給対象期間は、『10月分から翌年9月分まで』です。

- ・恩給や労災保険の年金等を受給しているときは、その受給額について障害基礎年金の年金額から調整されます。
- ・海外に居住したときや刑務所等の矯正施設に入所した場合は、年金の全額が支給停止となります。

※ 令和3年10月分から令和7年9月分までの障害基礎年金における扶養親族等がいない場合の所得額です。

業務上の病気やけがによる支給調整等

同一の病気やけがによって、障害年金と労災保険の障害給付が行われるときは、労災保険の給付の一部が減額される場合があります。

また、同一の病気やけがで労働基準法の規定による障害補償を受けることができるときは、6年間、障害年金を受け取ることができません。

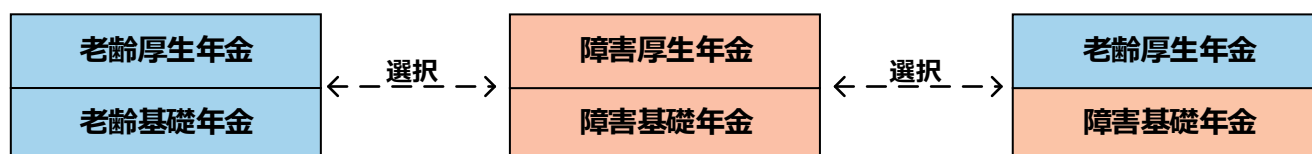
障害年金と他の年金の調整

公的年金は一人1年金が原則ですが、65歳以上の方は、障害基礎年金とご自身の老齢厚生年金または遺族厚生年金をあわせて受け取ることができます。

支給事由の異なる2つ以上の年金を受けられるとき（65歳以後）

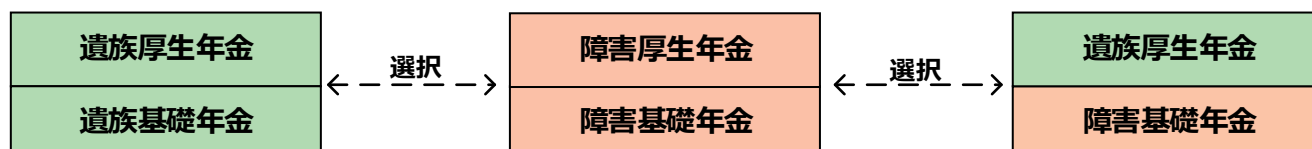
■ 障害基礎年金と老齢厚生年金

障害基礎年金を受けている方が、〔老齢基礎年金と老齢厚生年金〕を受けられるようになったときは、65歳以後、障害基礎年金と老齢厚生年金をあわせて受け取ることができ、次の図のいずれかの組み合わせを選択することになります。



■ 障害基礎年金と遺族厚生年金

障害基礎年金を受けている方が、遺族厚生年金を受けられるようになったときは、65歳以後あわせて受け取ることができます。また、〔遺族基礎年金と遺族厚生年金〕を受けている方が障害基礎年金を受けられるようになったときも同様に、次の図のいずれかの組み合わせを選択することになります。



支給事由の異なる2つ以上の年金を受けられるとき（65歳前）

■ 障害年金と他の年金

支給事由の異なる2つ以上の年金を受けられるときには、ご本人がいずれか1つの年金を選択することになります。

